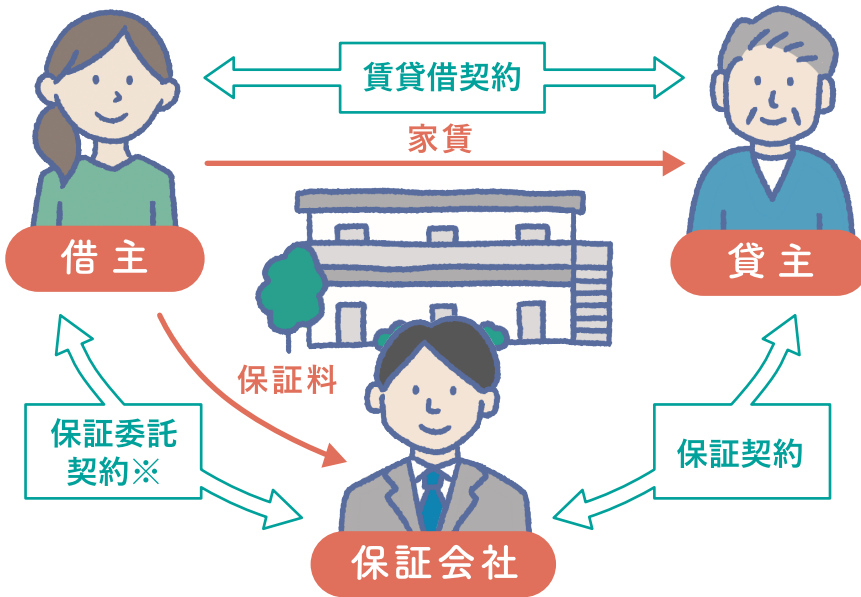




家賃債務保証 で安心に

家賃債務保証とは？

保証料を支払うことで保証業者の保証を利用できる制度です。



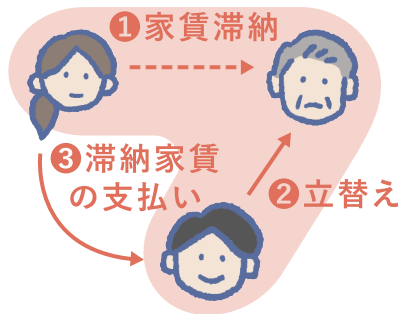
※契約内容の例

- 保証料
初回月額家賃50%
次年度以降1万円等
- 保証期間
賃貸借契約終了まで
- 保証対象
滞納家賃
原状回復費用
訴訟費用
残置物撤去費用

滞納してしまった場合

万が一借主が賃貸住宅の家賃等を滞納してしまった場合は、保証業者が一時的に家賃等を立て替え、貸主に支払います。

※支払形態が異なる契約もあります。



借主のメリット

連帯保証人がいなくても希望の物件が借りやすくなります。家賃債務保証の利用により、貸主との信頼関係が築けます。

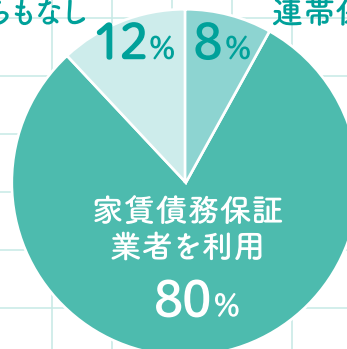


家賃債務保証の普及

賃貸住宅の入居には、連帯保証人を立てることが一般的でした。

しかし、核家族化や高齢化などを理由に、連帯保証人の確保が困難な方が増えたことから、連帯保証人に替わり、家賃債務保証の利用が増えており、広く一般に普及しています。

どちらもなし 12% 8% 連帯保証人のみ



家賃債務保証業者の登録制度に関する実態調査 (令和3年度)

安心な業者の選び方は裏面へ！

家賃債務保証業者の登録制度

国土交通省では、借主と貸主が、安心して家賃債務保証を利用できるように、**一定の要件を満たす保証業者を登録する制度**を、平成29年10月に創設しています。

家賃債務保証業を適正かつ確実に実施できる保証業者として、登録には**業務体制や業務適正化のためのルールの遵守などの要件**が定められています。

借主の皆様が安心して保証業者を利用できるよう、その情報を広く提供していきます。(令和5年10月現在、97社が登録)。

登録家賃債務保証業者
シンボルマーク



家賃債務保証業

登録業者一覧は
こちらのQRコードを
ご参照ください



登録要件で安心を担保

登録基準

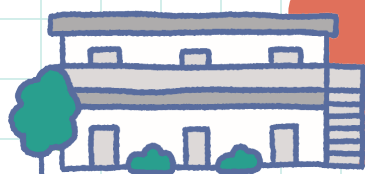
- ・安定的に業務を運営するための財産的基礎
(純資産額1,000万円以上)
- ・法令等遵守のための研修の実施
- ・求償権の行使方法が適切である
- ・相談又は苦情に応ずるための体制整備
- ・法人の場合、家賃債務保証業を5年以上継続していること等

業務適正化ルール

- ・証明書の携帯、標識の掲示
- ・違約金の制限
- ・契約締結までに重要な事項に関する説明・書面交付
- ・契約締結時の書面交付
- ・業務及び財産の分別管理等の状況の報告等

違反行為には国の指導があります

- ・適正な業務運営確保のための報告徴収及び資料提出
- ・違反行為等に係る指導、助言、勧告及び登録の取消し

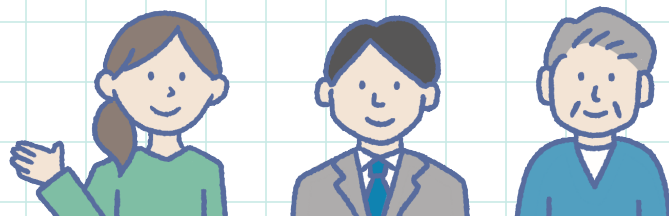


登録制度の詳細は
こちらのQRコードをご参照ください



お問合せ

協力



国土交通省住宅局
安心居住推進課
電話 :03-5253-8111

公益財団法人
日本賃貸
住宅管理協会



日管協

一般社団法人
全国保証機構



一般社団法人
全国賃貸
保証業協会

